

## 【知財提唱】2007年3月：翻訳が悩ましい「日本特許出願明細書」

翻訳者によって違う意味になる危険性があると思います、

果たしてこれで良いのであろうか、という素朴な疑問である

- ◆ 下記に挙げた資料について説明をする。原文・1)は米国企業が日本国へ出願したときの請求項の原文である。和訳・1)は、日本国へ出願された時の請求項の和訳である。原文・2)は、原文・1)を分割した時の英語文である。和訳・2)は原文・2)を忠実に対訳したときの和訳である。これが米国出願人の主張である。和訳・1)と和訳・2)を比較して、どちらが理解しやすい文章か？
- ◆ 和訳・1)が、直ぐに読み取れる読者は少ないと思う。ここはサッと眺める程度で軽く流すことを奨める。和訳・1)は、日本語として成立している文章とはとても思えない。日本語文字が無秩序に羅列？されているだけで、これは単なる「文塊」である。この「文塊」を紐解いて組み立て直すだけでも大変な労力を要する。例え組み立て直したからといって誰もが理解できる文書になる保証は無い。それにしてもなぜ、このような日本語で記述せねばならないのか、その理由がどうしても解らない。
- ◆ 和訳・1)の日本語文章をそのまま、忠実翻訳をして米国、中国へ出願したら、それぞれが違う意味の特許明細書になってしまう危険性が充分にある。和訳・2)は、原文・1)の流れに従って忠実に翻訳し、ちよいと手を加えただけの文章である。こちらの文章はロジカルに説明されているので理解がしやすいと思う。
- ◆ 和訳・1)をAさん、Bさん、Cさんに英文翻訳を御願いすると、三者の英文翻訳が全て原文・1)の英文へ戻る保証はない。恐らく、意味の異なる翻訳部分が生じる可能性がある。しかし和訳・2)の日本語をAさん、Bさん、Cさんへ英文翻訳を御

願いすると、原文・1)の英文へ戻る確率はかなり高くなるであろう。また和訳・2)の日本語であれば翻訳ソフトの支援が得られ翻訳の作業効率は格段と良くなると思う。

- ◆ 和訳・1)の文章から他言語へ翻訳すること、あるいはこの文章を書く労力は大変であろう、同情する。とてもじゃないが普通の人では無理である。この文章に慣れれば問題はないということであろうが、それにしても不経済で効率が悪すぎる。

#### 原文・1)【米国特許の請求項】

An online system, the online system including a plurality of client devices capable of storing and displaying digital images, wherein a portion of the client devices communicate data in different formats, the system further including a plurality of online photo service sites, wherein each of the photo service sites utilize different data models, the online system comprising: a server for communicating with client devices and the photo service sites over a network; and a meta-application accessible by the server for defining a common data model format for the different formats of the photo service sites, such that when a request is received from a client device for photo services from a particular photo service site, the request is passed to the photo service site, and wherein when a response from the photo service site is received, the response is converted from the data model of the photo service site to the common data model format, the converted request is then presented to the requesting client device in the data format required by the requesting client device.

## 和訳・1)【日本の請求項】

### 【請求項1】

デジタル画像を格納し、表示することが可能である複数のクライアント装置を含むオンライン・システムであって、前記クライアント装置の一部が、異なるフォーマットでデータを通信し、前記システムが、複数のオンライン写真サービス・サイトをさらに含み、各写真サービス・サイトが、異なるデータモデルを使用し、前記オンライン・システムが、ネットワークを介してクライアント装置および前記写真サービス・サイトと通信するためのサーバと、特定の写真サービス・サイトからの写真サービスの要求をクライアント装置から受信した場合、前記要求が前記写真サービス・サイトに送られ、前記写真サービス・サイトからの応答を受信した場合には、該応答が、前記写真サービス・サイトのデータ・モデルから共通のデータ・モデル・フォーマットに変換され、次に、変換された要求が、要求しているクライアント装置が必要とするデータ・フォーマットで、その要求しているクライアント装置に提示されるように、前記写真サービス・サイトの異なるフォーマットに対する共通のデータ・モデル・フォーマットを定義するための、前記サーバによりアクセスすることが可能であるメタ・アプリケーションとを備えるオンライン・システム。

原文・2) 【 原文を下記のように分解する (3\*3 分割の篠原方式) 】

1. An online system,  
the online system including  
a plurality of client devices capable of storing and displaying digital images,  
wherein  
a portion of the client devices communicate data in different formats,  
the system further including  
a plurality of online photo service sites,  
wherein  
each of the photo service sites utilize different data models,  
the online system comprising:  
a server for communicating with client devices and the photo service sites over a  
network;  
and  
a meta-application accessible by the server  
for defining a common data model format  
for the different formats of the photo service sites,  
such that  
when a request is received from a client device for photo services from a particular  
photo service site,  
the request is passed to the photo service site, and  
wherein  
when a response from the photo service site is received,  
the response is converted from the data model of the photo service site to the common  
data model format,  
the converted request is then presented to the requesting client device in the data  
format required by the requesting client device.

【和訳・2】 【請求項1】

オンラインシステム、

そのオンラインシステムは（以下を）含む：

(a) デジタル画像を蓄積および表示できる複数のクライアント（側の）装置、  
そこにおいて、

そのクライアント装置のいくつかは異なるフォーマットでデータを通信する、

（また）そのシステムはさらに複数のオンライン写真サービスサイトを含む、  
そこにおいて、

その写真サービスサイトのそれぞれは異なるデータモデルを利用している、

そのオンラインシステムは（以下を）構成する；

クライアント装置（複数）と通信するサーバ、および

ネットワーク上の写真サービスサイト（複数）；

(b) 写真サービスサイト（複数）が有する（それぞれ）異なるフォーマットに対して  
共通のデータモデルを定義するためにある

サーバからアクセスできる場所のメタ・アプリケーション、

そこでもって、

クライアント装置から

特定の写真サービスサイトによる写真サービスへの要求を受け取ったときに、

その要求はその写真サービスサイトに渡される、そして、

そこにおいて、

その写真サービスサイトからの応答を受け取ると、

その応答は

その写真サービスサイトのデータモデルから

共通のデータモデルフォーマットに変換される、

（そして）その変換された応答は、次いで、

要求を出したクライアント装置によって要求されたデータフォーマットでもって、

要求を出したクライアント装置に提示される。